

インフルエンザ出席停止期間早見表

※ インフルエンザにかかってしまった場合、他の児童への感染と、蔓延を防ぐため、「出席停止」となります。その期間は、学校保健安全法施行規則において『発症した後5日を経過し、且つ解熱後2日経っていること』となっています。

例	日付を記入して みましょう	発症した日	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後5日を経過した後				
		(0日目)	(1日目)	(2日目)	(3日目)	(4日目)	(5日目)	(6日目)	(7日目)	(8日目)		
		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
例①	発症後1日目に解熱した場合	発熱 	解熱(平熱)	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目 	出席停止			登校可能 	
例②	発症後2日目に解熱した場合	発熱 	発熱	解熱(平熱)	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目 	出席停止			登校可能 	
例③	発症後3日目に解熱した場合	発熱 	発熱	発熱	解熱(平熱)	解熱後1日目	解熱後2日目 	出席停止			登校可能 	
例④	発症後4日目に解熱した場合	発熱 	発熱	発熱	発熱	解熱(平熱)	解熱後1日目 	解熱後2日目	出席停止		登校可能 	
例⑤	発症後5日目に解熱した場合	発熱 	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱(平熱)	解熱後1日目 	解熱後2日目	出席停止		登校可能 

◇ その後は解熱した日によって出席停止日が準じ延期されていきます。

※ 「発症した日」とは、病院で診てもらった日ではなく、インフルエンザの症状(38度程度の発熱)が始まった日の事です。病院受診時に、主治医に発症日を相談、確認することをお勧めします。

お子さんの体力回復と、インフルエンザの感染拡大・蔓延を防ぐため、出席停止期間を守って自宅でしっかりと療養するようご協力宜しく願います。

お大事に・・・



予防の基本はやっぱり……手洗い!

